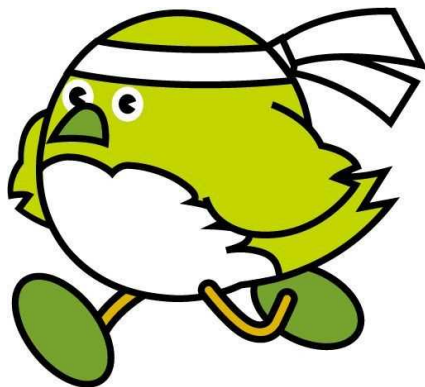


【医療機関レセコンシステム開発事業者】
**大分県重度心身障がい者医療費給付事業
における制度改正について**



平成30年6月5日（火）13時30分～
大分県福祉保健部 障害福祉課

重度心身障がい者医療費給付事業とは

1. 事業の目的

重度心身障がい者（児）の福祉の増進を図るため、重度心身障がい者（児）への医療費給付事業を行う市町村に対し、補助金を交付する。

2. 実施主体

市町村

※保険適用となる医療費について、自己負担額を償還払いにより受給者へ毎月交付する

3. 受給対象者

支給を受けようとする市町村の区域内に住所を有する方で、

- ①身体障害者手帳 1級・2級
- ②療育手帳A又は同程度
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級

重度心身障がい者医療費給付事業とは

4. 所得制限

以下の所得制限額を超えるとときは、対象外

○受給権者

扶老	0	1	2	3	4	5
0	1,595,000	1,975,000	2,355,000	2,735,000	3,115,000	3,495,000
1		2,075,000	2,455,000	2,835,000	3,215,000	3,595,000
2			2,555,000	2,935,000	3,315,000	3,695,000
3	加算		380,000	3,035,000	3,415,000	3,795,000
4	特定扶養親族		250,000		3,515,000	3,895,000
5	老人・老人控除配偶者		100,000			3,995,000

○配偶者・扶養義務者

扶老	0	1	2	3	4	5
0	6,367,000	6,616,000	6,829,000	7,042,000	7,255,000	7,468,000
1		6,616,000	6,889,000	7,102,000	7,315,000	7,528,000
2			6,889,000	7,162,000	7,375,000	7,588,000
3				7,162,000	7,435,000	7,648,000
4					7,435,000	7,708,000
5						7,708,000

重度心身障がい者医療費給付事業とは

5. 給付の範囲

各医療保険診療に係る自己負担額から、
 (・公的医療保険負担分(高額療養費、附加給付等)
 ・その他医療費負担分(更生医療、難病医療費等))
 を控除した額を給付する

医療費総額



↓
重度医療
対象分

※入院時食事療養費は支給対象から除外

重度心身障がい者医療費給付事業とは

6. 事業実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数(人)	28,332	27,126	27,471
給付件数(件)	476,712	477,091	467,683
市町村給付額(千円)	2,434,324	2,413,320	2,381,014
県補助金(千円)	1,012,639	991,815	977,956

- ・給付件数は、「一人一月一医療機関」を一件として計算
- ・市町村給付費＝重度医療対象分

給付の方式

1. 現物給付

受給者は、原則無料で医療サービスを受けることができる方式。

2. 自動償還払い

受給者は、医療費の自己負担額をいったん医療機関で支払い、後日指定された口座へ自動的に自己負担額相当の給付金が振り込まれる方式。

3. 償還払い

受給者は、医療費の自己負担額をいったん医療機関で支払った後、役所に申請すると、後日指定された口座へ振り込まれる方式。

全国の状況

1. 全国の状況

- 現物給付 …… 22都道府県
- 自動償還払い …… 7県
- 償還払い …… 4県

その他、各方式を併用している県あり(市町村ごと、入院のみ等)

2. 自動償還払い導入状況

導入県	導入時期	備考
岩手県	H7	
長野県	H15	
福井県	H9	
静岡県	H16	
三重県	H13	
奈良県	H17	
山梨県	H26	
沖縄県	H30.8~(導入予定)	沖縄市、那覇市など順次導入

現状と課題

1. 現状

障がいのある方は、受診後に市町村に毎月、請求手続きが必要となっている(償還払い方式)

県内対象者2.7万人、年間申請件数46.8万回(H29実績)

2. 課題

- ・毎月の請求手続きは、障がい者にとって大きな負担
- ・現物給付化(窓口無料化)を導入すると、市町村に対して、国から交付される国庫負担金が約8億円減額

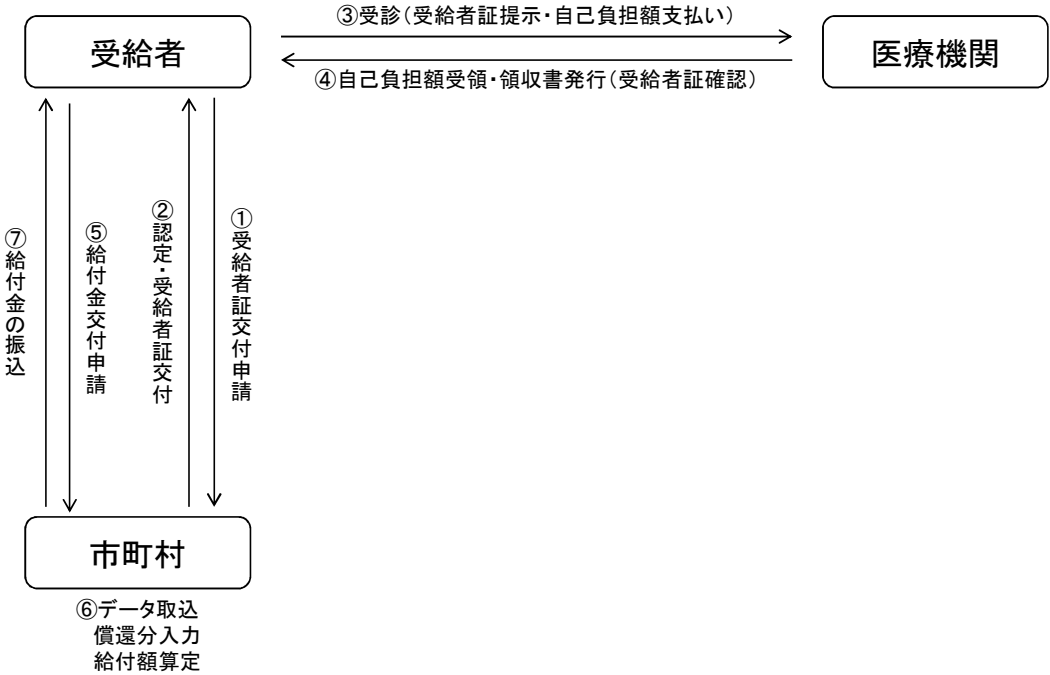


諸課題解決のため、自動償還払い方式の導入へ

※保険医療機関・保険薬局では、制度改正に対応するため、レセプトコンピューターシステムの改修が想定される

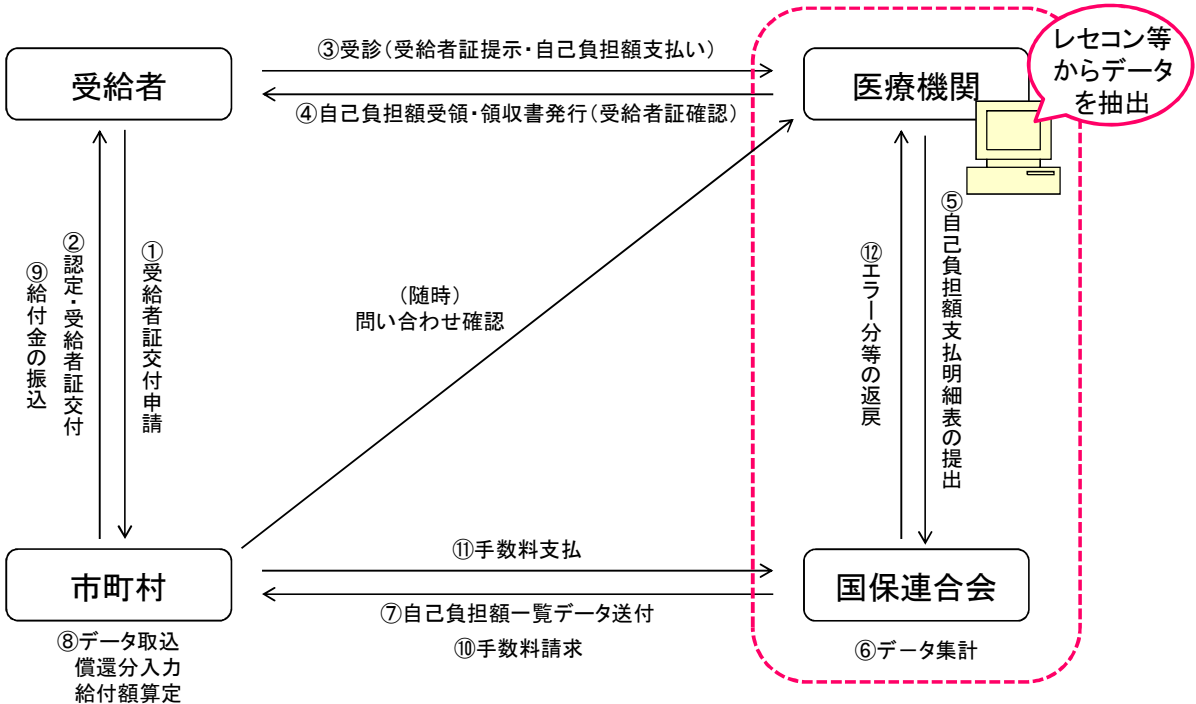
給付方式の見直しについて

1. 現在:償還払い方式



給付方式の見直しについて

2. 平成31年度中:自動償還払い方式



給付方式の見直しについて

3. 自動償還払い方式の事務処理の流れ(医療機関)

手順 1 重度心身障がい者医療費給付事業の受給資格者であることを「受給者証」で確認する(④)



手順 2 受給者の自己負担額を窓口にて徴収する(④)
(支払った自己負担額を後日、振込)



手順 3 医療費自己負担額支払明細の作成
// の国保連合会へ提出(⑤)

その他 提出後、自己負担額に訂正があった場合は、国保連合会へ訂正後の医療費自己負担額支払明細の提出(⑤)

カッコ内の○数字は、「給付方式の見直しについて 2 図中」の○数字を示しています

給付方式の見直しについて

4. 導入時期

平成31年度中に県内一斉導入を目指し、準備を進めます

・可能な限り早期実施を目指し、具体的な導入時期を検討中

5. 導入スケジュール(予定)

平成30年度

上半期(～9月)
○国保連・市町村・医療機関のシステム改修開始
下半期(10月～3月)
○各機関のシステム改修作業、年度内を目途に改修完了

平成31年度

上半期(4月～9月)
○各機関データ連係テスト、エラー等対応
○準備完了した市町村からテスト期間としてデータ送信開始
下半期(10月～3月)
○県内全市町村 自動償還払移行完了

※重度障がい者(児)の利用がない(少ない)場合などは、システム改修不要となるケースあります
※受給対象者であれば、県外医療機関を利用した場合も、給付対象となるため、システム改修が予定されるのは、県内医療機関に限られません。該当する県外医療機関については、個別に説明し、対応します。

問い合わせ先

1. 制度に関すること

大分県福祉保健部 障害福祉課 管理・計画班

担当:新名

TEL:097-506-2723

メール:niina-ryoji@pref.oita.lg.jp※質問はメールでお願いします

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/juudo-iryuu-kaisei.html>

2. システムの仕様に関すること

大分県国民健康保険団体連合会 情報管理課 情報管理班

担当:岩屋

TEL:097-534-8465

メール:densan@oita.kokuhoren.jp

<http://www.oita-kokuhoren.or.jp/medical/3-1.shtml>

【大分県重度心身障がい者医療費給付事業(自動償還)】

自己負担額支払明細書作成要領(医療機関向け)に係る

質問書は電子メールで送信してください。